

十九八七	六	五	四	三	二	一	基づき、平成二十六年二月十七日より告示する。
払込利子の	経過利率の	利子の	振替単位	最低額面金	発行額	用等の適	個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。
(一) 年額平成二十六年二月十七日	○面金額百円につき百円	・○額百円	各取扱機関は、払込金額により算出した	・○記載又は記録による振替口座簿	一八万円	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）	個人向け利付国庫債券（固定・特別会計に関する法律（平成二十四回）第十三号）
え、次の算式により算出した	各取扱機関は、払込金額により算出した	・○記載又は記録による振替口座簿	（一）年額平成二十六年二月十七日	・○記載又は記録による振替口座簿	一八万円	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）	個人向け利付国庫債券（固定・特別会計に関する法律（平成二十四回）第十三号）
（一）年額平成二十六年二月十七日	各取扱機関は、払込金額により算出した	（一）年額平成二十六年二月十七日	各取扱機関は、払込金額により算出した	（一）年額平成二十六年二月十七日	各取扱機関は、払込金額により算出した	（一）年額平成二十六年二月十七日	各取扱機関は、払込金額により算出した

金額を第十五号に規定する期
日に払い込むこととする。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.09}{100} \times \frac{2}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に
係る所得税が源泉徴収される
ものとして振替口座簿中の口
座に記載又は記録されるもの
については、前記(一)の算式によ
り算出した金額から当該金額
に百分の二十一・三一五を乗じ
た金額（ただし、当該国債を
発行時において取得する者が
非居住者である場合には、前
記(一)の算式により算出した金
額に当該非居住者が適用を受
ける所得税の税率を乗じた金
額）を控除することができる。

十一 初期利子

平成二十六年八月十五日を支払
とし、次の算式により算出し
ける所得税の税率を乗じた金
額）を控除する」とができる。
次号及び第十三号について規定
する期日について同じ。」
その翌営業日に支払う（以下、
支払期とし、各支払期に属する
利子を毎年二月十五日及び八月十
五日を支払期とし、各支払期にお
いて同様に規定する。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.09}{100} \times \frac{2}{365}$$

十二 後二期利息

の 中 払 払 償 償
取 途 込 込 還 還
扱 換 場 期 金 期
い 金 所 日 額 限

(一) 平成二十九年二月十五日
日本銀行の本店又は支店
中途換金の買取りは、平成二十六年二月十七日
う七年二月十五日以後において行
うこととし、その後において行
次に区分に応じ、その買取金額は、平成二十六年二月十七日
により算出した金額とする。算

成二十九年二月十五日 途換金の買取りは、支店に於て行う。年二月十五日より算出した金額とそれぞれの算は、平成二十六年二月十七日までに区分に応じ、その買取金額は、平成二十七年二月十五日前か。年二月十五日までの間の場合に相当する金額と、その買取金額は、平成二十七年二月十五日前か。

額に相当する金額 $\times \frac{7.9 - 6.85}{100} \times 2$ - 受入経過利子に相当する金額 + 経過利子に相当する金額 - (利子に相当する金額 $\times \frac{7.9 - 6.85}{100} \times 2$)

（注）この算出結果は、円未満切捨て算です。

$$\begin{array}{r} \text{額面金額} \\ \times 0.09 \\ \hline 100 \end{array}$$

初期利子支払期の6カ月前の日
から翌月末までの日数

365

(二) 平成二十七年八月十五日以

十八 中途換金

中途換金の特例

前号による取扱いのほか、個人
向け国債を有する者へ相続税法
(昭和二十五年法律第七十三号)
第二十一条の四第一項に規定
する特別障害者扶養信託契約の
受益者を含む。)が、死亡した
ときにはその相続人が、又はそ
の居住する市町村(特別区を含
み、地方自治法(昭和二十二年
法律第六十七号)第二百五十二
条の十九第一項の指定都市にあつ
ては、当該市又は当該市の区と
する。)の区域において、災害
救助法(昭和二十二年法律第百
十八号)による救助の行われる
災害が発生し、当該災害にかかる
たときは、当該個人向け国債を
有する者が、平成二十七年二月
十五日前であつても、当該個人
向け国債の中途換金を請求する
×
$$\frac{79.685}{100} \times 2$$

この取扱いがでやるものとし、その買取額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

(一) 平成二十六年八月十五日から平成二十七年二月十五日前までの間の場合

当該面額 + 経過利子に相当する金額 - (利子に相当する金額 $\times \frac{7.9.685}{100} +$ 経過利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当する金額)

(二) 平成二十六年八月十五日前までの間の額

当該面額 + 経過利子に相当する金額 - (経過利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当する金額)